※この法令は廃止されています。

平成十七年公正取引委員会規則第七号

課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の二の規定に基づき、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則を次のように定める。

（調査開始日前の違反行為の概要についての報告）

第一条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第七条の二第十項第一号又は第十一項第一号から第三号まで（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告及び資料の提出を行おうとする者は、様式第一号による報告書一通をファクシミリを利用して送信することにより公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2　前項に規定する報告書の提出に関するファクシミリの番号は、〇三―三五八一―五五九九とする。

3　ファクシミリを利用して第一項に規定する報告書が提出された場合は、委員会が受信した時に、当該報告書が委員会に提出されたものとみなす。

4　第一項に規定する報告書を提出した者は、遅滞なく、当該報告書の原本を委員会に提出しなければならない。

（提出の順位及び提出期限の通知）

第二条　委員会は、前条第一項に規定する報告書を受理したときは、当該報告書を提出した者に対し、当該報告書の提出の順位並びに様式第二号による報告書による当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うべき期限（以下「提出期限」という。）を通知するものとする。

（調査開始日前の報告及び資料の提出）

第三条　法第七条の二第十項第一号又は第十一項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行おうとする者は、提出期限までに、様式第二号による報告書一通及び資料を委員会に提出しなければならない。

2　前項の場合において、様式第二号の記載事項のうち同様式の「備考」に掲げる事項について口頭による報告をもって当該事項に係る記載に代え、又は、同項の資料のうち口頭による陳述をもって代えることができるものについて口頭による陳述をもって当該資料の提出に代えることにつき、それを必要とする特段の事情があると委員会が認めるときは、当該口頭による報告又は陳述をもって当該事項に係る記載又は当該資料の提出に代えることができる。ただし、口頭による報告又は陳述を行おうとする者が提出期限までに事務総局審査局管理企画課課徴金減免管理官（以下「課徴金減免管理官」という。）に出頭して当該口頭による報告又は陳述をした場合に限る。

3　前項の場合には、課徴金減免管理官は、当該口頭による報告又は陳述の内容について記録するものとする。

4　二以上の事業者が、法第七条の二第十三項の規定により共同して報告を行おうとする場合には、前二項による口頭による報告は、当該二以上の事業者が共同して選任した代理人又は当該二以上の事業者のうち第六条の二後段の規定により連絡先となる事業者がする口頭による報告をもって行うものとする。

（調査開始日以後の報告及び資料の提出）

第四条　法第七条の二第十二項第一号（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による報告及び資料の提出を行おうとする者は、次条に規定する期日までに、様式第三号による報告書一通及び資料を委員会に提出しなければならない。

2　前項に規定する報告書は、ファクシミリを利用して送信することにより提出しなければならない。

3　前条第二項から第四項までの規定は第一項の場合について、第一条第二項から第四項までの規定は前項の方法により報告書が提出される場合について準用する。この場合において、前条第二項中「提出期限までに」とあるのは「第五条に規定する期日までに」と読み替えるものとする。

（調査開始日以後の報告及び資料の提出を行うべき期限）

第五条　法第七条の二第十二項第一号に規定する公正取引委員会規則で定める期日は、当該違反行為に係る事件について法第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は法第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日から起算して二十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日とする。

（報告書及び資料の提出の方法）

第六条　第三条第一項に規定する報告書及び資料並びに第四条第一項に規定する資料を提出する場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により提出しなければならない。

一　課徴金減免管理官に直接持参する方法

二　課徴金減免管理官に書留郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務であって当該一般信書便事業者若しくは当該特定信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うもの又はこれらに準ずる方法により送付する方法

三　ファクシミリを利用して送信する方法

2　前項に規定する報告書及び資料は、同項の規定にかかわらず、公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の定めるところにより電子情報処理組織を使用して提出することができる。

3　第一条第二項及び第三項の規定は、第一項第三号の方法により報告書及び資料が提出される場合に準用する。

（共同による報告及び資料の提出）

第六条の二　法第七条の二第十三項の規定により共同して報告及び資料の提出を行おうとする二以上の事業者は、様式第一号、様式第二号又は様式第三号による報告書を、いずれも連名で提出しなければならない。この場合においては、当該二以上の事業者は、当該報告及び資料の提出に関して共同して代理人を選任している場合を除き、連絡先となる一の事業者を定めなければならない。

（報告又は資料の提出の追加を求める書面の送達）

第六条の三　委員会は、法第七条の二第十六項の規定により当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めるときは、その旨を記載した書面を、第三条に規定する報告書及び資料を提出した者又は第四条に規定する報告書及び資料を提出した者に送達しなければならない。

（報告書及び資料の提出の順位等）

第七条　提出期限までに第三条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらが法第七条の二第十項第一号又は第十一項第一号から第三号までの規定による報告及び資料の提出のいずれに該当するかは、第一条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

2　第五条に規定する期日までに第四条に規定する報告書及び資料を提出した者が二以上あるときは、これらの者に対する法第七条の二第十二項の規定の適用の順序は、第四条第一項に規定する報告書の提出の先後により、これを定める。

（第三者への秘匿義務）

第八条　第一条第一項、第三条又は第四条に規定する報告書を提出した者は、正当な理由なく、その旨を第三者に明らかにしてはならない。

（用語）

第九条　第一条第一項、第三条及び第四条に規定する報告書は、日本語で作成するものとする。

2　第三条及び第四条の規定により委員会に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

附　則

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）の施行の日（平成十八年一月四日）から施行する。

様式第１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第１号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

課徴金の減免に係る報告書

令和　　年　　月　　日

公正取引委員会　あて

（ファクシミリ番号　０３－３５８１－５５９９）

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名　　印

連絡先担当者名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
ファクシミリ番号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第１０項第１号又は第１１項第１号から第３号まで（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告を下記のとおり行います。

なお，正当な理由なく，下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

○　報告する違反行為の概要

１　当該行為の対象となった商品又は役務	
２　当該行為の態様	(1)
	(2)
３　開始時期（終了時期）	年　　月（～　　年　　月まで）

記載上の注意事項（下記の各項目は，様式の各項目に対応する。）

○　報告する違反行為の概要

１　当該行為の対象となった商品又は役務

当該行為の対象となった商品又は役務について，その範囲が分かるように具体的に記載すること。商品名等をどのように記載したらよいか分からないときは，日本標準産業分類（平成２１年総務省告示第１７５号）に掲げる大分類Ｅ－製造業に係るものについては工業統計調査規則（昭和２６年通商産業省令第１５号）に基づく工業統計調査用産業分類（六けた分類）に準拠し，その他の事業に係るものについては日本標準産業分類の細分類（四けた分類）に準拠すること。

２　当該行為の態様

(1)　当該行為の態様（価格カルテル，入札談合，市場分割協定等）をア(1)の欄に記載すること。

(2)　例えば，

ア　当該行為が価格引上げカルテルである場合は，カルテル参加者，対象地域，価格の引上げ時期，引上げ幅

イ　当該行為が入札談合である場合は，入札談合参加者，対象となる物件の発注者

等が分かるように，ア(2)の欄に具体的に記載すること。

なお，当該行為に事業者団体が関与している場合には，当該団体の名称及び関与の内容について，ア(2)の欄に具体的に記載すること。

３　開始時期（終了時期）

(1)　当該行為に係る開始めをした時期を記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は，当該行為を行っていたことが確実な時期であって，最も古い時期を記載し，「遅くとも」と付記すること。

(2)　報告者が当該行為を続けていない場合は，終了時期を（　）内に記載すること。

(3)　本報告書と連名（各報告者の氏名等を列記し，それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で，報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には，報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

備考

１　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第１３項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同法に違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は，

(1)　各報告者の連名で本報告書を作成すること。また，本別表６条の２に規定する連絡先となる一の事業者については，記名押印に先だってその旨も付記すること。

(2)　連絡先担当者名は，本別表６条の２に規定する連絡先となる一の事業者のものを記載すること。

(3)　共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第１３項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面を添付すること。

２　代理人により報告書を作成する場合は，報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上，代理者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては，授与で委任状を添付すること。

３　記載事項について書ききれない場合は，適宜別紙に記載すること。

４　本報告書をファクシミリで送信する際は，誤送信することのないようにすること。

様式第２号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第２号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

課徴金の減免に係る報告書

令和　　年　　月　　日

公正取引委員会　あて

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名　　印

連絡先担当者名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
ファクシミリ番号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第１０項第１号又は第１１項第１号から第３号まで（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告を下記のとおり行います。

なお，正当な理由なく，下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

１　報告する違反行為の概要

(1)　当該行為の対象となった商品又は役務	
(2)　当該行為の態様	ア
	イ
(3)　共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(4)　開始時期（終了時期）	年　　月　　日（～　　年　　月　　日まで）

2　報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

報告者名	現在の役職名 及び 所属する部署	関与していた当時の役職名 及び所属していた部署 （当該役職にあった時期）	氏　名

3　共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名 及び 所属する部署	関与していた当時の役職名 及び所属していた部署 （当該役職にあった時期）	氏　名

4　その他参考となるべき事項

5　提出資料

次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備　考

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

1　報告する違反行為の概要

(1)　当該行為の対象となった商品又は役務

ア　当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように１(1)の欄に具体的に記載すること。

例えば、ある商品について、流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売する流通経路があり、後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として値降り上げカルテルを行ったのであれば、そのことが分かるように記載すること。

また、当該行為が入札談合である場合は、対象となる発注物件について、発注者、発注部署、競争入札の方法（制限付一般競争入札、指名競争入札、指名競争入札等）、工事の種類等を具体的に記載すること。

イ　当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが、特に取決めの対象外となっているもの（例えば、輸出向けのもの、特定の用途向けのもの、特定の事業者が制限も事者となった発注物件等）があれば、そのことが分かるように１(1)の欄に記載すること。

(2)　当該行為の態様

ア　当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を１(2)アの欄に記載すること。

イ　例えば、

①　当該行為が値格引上げカルテルである場合は、合意の内容（値格の引上げ時期、引上げ幅等）

②　当該行為が入札談合である場合は、受注予定者の選定方法（ルールの内容）

等が分かるように、１(2)イの欄に具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の関与の内容について、１(2)イの欄に具体的に記載すること。

(3)　共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所又は所在地等について１(3)の欄に具体的に記載すること。

(4)　開始時期（終了時期）

ア　当該行為に係る勧誘めをした時期を１(4)の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「頃くとも」と付記すること。

イ　報告者が当該行為を控えていない場合は、終了時期を１(4)の欄の（　）内に記載すること。例えば、事業者として当該行為をしないことを決定したロがあれば、これを記載すること。

ウ　本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し、それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

2　報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1)　現在関与している者だけでなく、過去に関与したことのある者も可能な範囲で記載すること。

(2)　連名により報告を行う場合は、すべての報告者についてそれぞれ記載すること。

3　共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1)　現在関与している者だけでなく、過去に関与したことのある者も、可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2)　事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4　その他参考となるべき事項

(1)　例えば、当該行為の実態状況、共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況、業界の概要、関係する事業者団体の概要、連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等、参考となるべき事項を記載すること。

(2)　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第２条第５項第１号から第４号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は、その内容についても記載すること。

5　提出資料

(1)　①当該行為に関する合合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が署名押印した当該行為に関する報告書等、前記１から４までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し、提出すること。

なお、ロ本路以外の言語で記載されている資料については、ロ本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

(2)　前記１から４までに記載した事項のうち、どの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記２に記載した事項の裏付けとなる資料の７番目のものには「２－(7)」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

備考

1　本別表３条第２項に定める「備考」に掲げる事項（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は、前記１(2)イ、２、３及び４の事項とする。

2　様式第１号を連名で提出した場合は、

(1)　本報告書も同一の報告者の連名で作成すること。また、本別表６条の２の規定により、様式第１号において連絡先としてその旨付記された事業者については、本報告書においても同様に付記すること。

(2)　連絡先担当者は、本別表６条の２の規定により、様式第１号において連絡先としてその旨付記された事業者のものを記載すること。

(3)　共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第１３項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に適当する具体的事実）を裏付ける資料を提出すること。

3 (1)　本別表３条第２項の口頭による報告又は陳述をする場合には、本別表２条に定める提出期限までに概要金額免管理官に出張して行うこと。

(2)　前記５(1)②の報告書については、原則として、本別表３条第２項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては、当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

4　代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代理者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。また、本別表３条第２項の口頭による報告を行う場合においても、報告の際に委任状を提出すること。

5　記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。

6　本報告書をファクシミリで送信する場合は、鮮明なものとのないようにすること。

様式第３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

様式第３号（用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。）

課徴金の減免に係る報告書

令和　　年　　月　　日

公正取引委員会　あて
（ファクシミリ番号　０３－３５８１－５５９９）

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名　　印

連絡先担当者
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職及び氏名
電話番号
ファクシミリ番号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第１２項第１号（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による報告を下記のとおり行います。
なお，正当な理由なく，下記の報告を行った事実を第三者に明らかにはいたしません。

記

１　報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の態様	ア
	イ
(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(3) 開始時期（終了時期）	年　月　日（～　年　月　日まで）

２　報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

報告者名	現在の役職名及び所属する部署	関与していた当時の役職名及び所属していた部署（当該役職にあった時期）	氏　名

３　共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

事業者名	現在の役職名及び所属する部署	関与していた当時の役職名及び所属していた部署（当該役職にあった時期）	氏　名

４　当該行為の対象となった商品又は役務

５　当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況

６　その他参考となるべき事項

７　提出資料
次の資料を提出します。

番号	資料の名称	資料の内容の説明（概要）	備　考

記載上の注意事項（下記の各項目は，様式の各項目に対応する。）

１　報告する違反行為の概要
(1) 当該行為の態様
ア　当該行為の態様（価格カルテル，入札談合，市場分割協定等）を１(1)アの欄に記載すること。
イ　例えば，
①　当該行為が価格引上げカルテルである場合は，合意の内容（価格の引上げ時期，引上げ幅等）
②　当該行為が入札談合である場合は，受注予定者の選定方法（ルールの内容）
等が分かるように，１(1)イの欄に具体的に記載すること。
なお，当該行為に事業者団体が関与している場合には，当該団体の関与の内容について，１(1)イの欄に具体的に記載すること。
(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
当該行為に事業者団体が関与している場合には，当該団体の名称及び住所又は所在地等について１(2)の欄に具体的に記載すること。
(3) 開始時期（終了時期）
ア　当該行為に係る合意がなされた時期を１(3)の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は，当該行為を行っていたことが確実な時期であって，最も古い時期を記載し，「頃くらし」と付記すること。
イ　報告者が当該行為を続けていない場合は，終了時期を１(3)の欄の（　）内に記載すること。例えば，事業者として当該行為をしないことを決定したりがあれば，これを記載すること。
ウ　本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し，それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で，報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には，報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。
２　報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等
(1) 現在関与している者だけでなく，過去に関与したことのある者も記載すること。
(2) 連名による報告を行う場合は，すべての報告者についてそれぞれ記載すること。
３　共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等
(1) 現在関与している者だけでなく，過去に関与したことのある者も，可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は，その旨を注記すること。
(2) 事業者団体の役職員が関与している場合は，その者についても記載すること。
４　当該行為の対象となった商品又は役務
(1) 当該行為の対象となった商品又は役務について，その範囲が分かるように具体的に記載すること。
例えば，ある商品について，流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売する流通経路があり，後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として価格引上げカルテルを行ったのであれば，そのことが分かるように記載すること。
また，当該行為が入札談合である場合は，対象となる発注物件について，発注者，発注部署，競争入札の方法（制限付一般競争入札，希望型指名競争入札，指名競争入札等），工事の種類等を具体的に記載すること。
(2) 当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが，特に取次ぎの対象外となっているものがあれば，輸出向けのもの，特定の用途向けのもの，特定の事業者が取扱を業者となった発注物件等）があれば，そのことが分かるように記載すること。
５　当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況
当該行為に係る取決めの実施状況について，具体的に記載すること。
例えば，当該行為が価格引上げカルテルである場合は，価格引上げ交渉の状況についての情報交換をしていればその状況（日時，場所，内容等）等が分かるように記載するとともに，取引先に価格を引き上げる旨通知した時期，価格引上げ交渉の状況，価格引上げの受諾状況等を記載すること。
また，当該行為が入札談合である場合は，入札に参加した発注物件について，受注予定者が決定された経過，自己が受注予定者となったときその他の者一の入札談合の連絡の状況，他の者が受注予定者となったときのその者からの入札談合の連絡の状況，受注予定者を決定し，その者が受注した物件，受注予定者を決定したがその者が受注することができなかった物件，受注予定者を決定することができなかった物件の状況等が分かるように記載すること。
６　その他参考となるべき事項
(1) 例えば，当該行為の対象となった商品又は役務の原材料，製品，流通経路，価格交渉の方法・当事者，公的規格，協的規制，業界の概要，関係する事業者団体の概要，過去での報告の場合は各報告者間の役割分担等，参考となるべき事項を記載すること。
(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに競争に与える影響に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第２条第５項第１号から第４号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は，その内容についても記載すること。
７　提出資料
(1) 当該行為に関する会合のメモ，当該行為に関する事項の記載された営業日帳，当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び記載欄をしようとする行為に関与した役職員が署名押印した当該行為に関する報告書等，前記１から６までに記載した事項の裏付けとなる資料を，別に記載し，提出すること。
なお，日本語以外の言語で記載されている資料については，日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抜粋を添付すること。
(2) 前記１から６までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように，例えば，前記２に記載した事項の裏付けとなる資料の７番目のものには「２－(7)」という番号を備考欄に付す等，適宜整理すること。

備考

1　本別表４条第３項において準用する本別第３条第２項（以下「本別第３条第２項」という。）に定める「備考」に掲げる事項（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は、同記３(ロイ、ニ、ヘ、ト及び⑥の事項とする。

2　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第１３項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共同して、違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は、

(1)　各報告者の連名で本報告書を作成すること。また、本別第６条の２に規定する連絡先となる一の事業者については、記名押印に当たってその旨も付記すること。

(2)　連絡先商業名は、本別第６条の２に規定する連絡先となる一の事業者のものを記載すること。

(3)　共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の２第１３項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面及びその内容を裏付ける資料を提出すること。

3 (1)　本別第３条第２項の口頭による報告又は陳述をする場合には、本別第５条に定める調査開始日から起算して２０日（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に掲げる日の日数は、参入しない。）を経過した日までに商業金融危機管理官に出頭して行うこと。

(2)　前記７(1)②の報告書については、原則として、本別第３条第２項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては、当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

4　代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。また、本別第３条第２項の口頭による報告を行う場合においても、報告の際に委任状を提示すること。

5　記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。

6　本報告書をファクシミリで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

附　則（平成二一年一〇月二八日公正取引委員会規則第一二号）

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十一号）の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附　則（令和元年五月一〇日公正取引委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年六月二八日公正取引委員会規則第二号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附　則（令和元年一二月一三日公正取引委員会規則第四号）

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附　則（令和二年九月二日公正取引委員会規則第三号）　抄

この規則は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。